文字活字文化を支えるに相応しい賃金と労働条件を実現し、印刷出版関連産業の発展と産業民主主義を確立するために

『産業政策提言』(改訂版)

全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）

Ⅰなぜ、『産業政策提言』か

全印総連は、1978 年に『適正単価の提言』を発表した。当時、その提言は経営者や業界団体を始め各方面から歓迎され、全印総連が産業政策課題を積極的に取り組んでいく契機となった。それ以降、印刷出版関連産業を取り巻く経済状況や生活・技術環境は大きく変貌し、印刷技術のデジタル化は飛躍的な変化を遂げた。

「アナログからデジタル」という画期的な技術革新により、印刷関連産業は様変わりし、コンピュータ技術は印刷工程、特にプリプレス工程を激変させた。活字離れ・紙メディア離れによって、紙に情報を印刷し発信することを主な生業としている印刷関連産業は、グーテンベルクの活版印刷機の発明以来の大変革期を迎えている。

インターネットはメディアの主役に躍り出て、過去人類が予想し得なかった画期的なメディアは、瞬時に世界的規模で双方向の情報伝達手段を企業のみならず個人レベルにも普及させメディアの大衆化をもたらした。

印刷関連産業は、紙メディアからインターネットなどの電子メディアを取り込み、Web をツールとした『印刷通販』の進出など、「業態変革」を余儀なくされている。IT や AI などの技術が格段に進み、印刷出版関連産業の業態は加速的な変化を続けている。

これまでの大企業を中心とした経済政策と社会システムは、国民生活や中小企業振興政策を軽視する市場競争原理を優先させる政策が中心だった。

規制緩和による国際競争力の強化策は、勝ち組・大企業と負け組・中小企業に二分させ、格差と貧困があらゆる分野に現れている。

2008 年、アメリカに端を発した「リーマンショック」による世界的な大不況とその後のデフレ経済、2011 年の 3 月 11 日に起こった未曾有の東日本大震災と福島原発事故以降、日本経済は長期不況に陥り、さらに、2020 年以降、世界的に感染拡大した新型コロナウィルスの影響は、経済や雇用などに深刻なダメージをあたえている。

実態経済は停滞し、消費は極端に低迷し、雑誌・書籍や新聞などの紙メディアを生業としている印刷出版関連産業は苦境にあえいでいる。

印刷出版関連産業は、「出版不況、新聞不振」などの言葉に象徴されるような紙メディア特有の構造的問題と合わせて、重層的で深刻な状態になっている。また、印刷や製本など製造部門の人員不足や退職が深刻な問題になっている。

このような背景の中で、私たちは、この産業に働く誇りと文字活字文化を支えるに相応しい賃金・労働条件を確立し、産業・職場内のジェンダーギャップの是正とジェンダー平等を実現するためにこの『産業政策提言』を公表する。

この提言は、経営の維持発展、印刷出版関連産業の再生と印刷関連産業に中小・零細経営者と労働組合が共同参画して「産業民主主義」を確立するための 5 つの提言を中心にしたものである。

Ⅱ 印刷出版関連産業の現状と今後

『適正単価の提言』が出された 1978 年当時の印刷の出荷額は、約 5 兆 4692 億円だった。その後、印刷の出荷額は 1991 年には過去最高の約 8 兆

9286 億円に上った。その後減少し、1995 年から再び増加し、1998 年を境に再び減少し現在に至っており、総出荷額は 5 兆円を切っている。

すでに、紙メディアのピークは過去のものとなり、スマートフォンやタブレット端末の普及によって、「電子書籍」と「電子新聞」が伸びている。しかし、紙に印刷をして情報を伝達し、人と人とのコミュニケーションの一翼を担ってきた印刷出版関連産業は、これからも情報を伝達し続ける。

紙メディアの一覧性の高さと記憶への定着力などの伝達する力と文字活字文化の重要性・多様性を後世に伝える責務が、私たちにはある。

紙メディアと電子メディアの共生は、可能であるし、媒体としてのそれぞれの特性や優位性もある。どちらか一方だけを肯定する「排除の論理」ではなく、まさに「共生の論理」が文字活字文化の育成と発展につながる。印刷出版関連産業を衰退する産業と捉えるのではなく、変容し進歩し、持続可能な産業と位置づけることが大切である。

この提言の基本的な視点は、メディアを 「紙」か「電子」か、という二者択一ではなく、共生への模索と紙メディアの再生と文字活字文化の発展に重きを置いている。

Ⅲ ５つの『産業政策提言』

1. 適正印刷単価の確立と公平な取引条件の確保

『適正単価の提言』を発表した 1978 年当時、プリプレスの中心は、活字や写植、あるいは電算写植、フイルム製版であり、それぞれの工程で分業が成立し、各工程で課金できていた。

この当時における「単価問題」は、それぞれの工程での低単価の問題であった。

しかし、1986 年以降、印刷･出版業界に導入され、またたく間にプリプレスの主流となった DTP システムは、各工程を統合し分業をなくした。いわゆる、プロセスカットである。

今日の「単価問題」は、低単価に加えて、 このプロセスカットによる。

私たちが 2008 年と 2011 年に行った印刷関連業者への訪問による聞き取り調査でも、単価下落の実態とリーディングカンパニーへの責任追及の声が明らかになった。

デジタル化では置き換えられない業態である製本加工業の深刻度は増している。低単価と受注量の減少によって、倒産・廃業が続き、上製本を中心に「本が作れない」状況が増し、製本文化が危機的状況にある。

また、印刷の用紙などの原材料費の価格値上げや書籍や雑誌の配送や印刷の物流問題などが構造的にある。

このように、ダンピングと印刷総需要が減少している現在、 印刷製本単価の下落防止と適正単価の確立、商取引慣行の改善は、以前に増して重要な要求になっている。

印刷製本関連の適正単価を確立し、公正な取引条件を確保するために、以下の項目をすべてのクライアント、業界団体に対する基本要求とする。

①書籍･雑誌･教科書･新聞･チラシ･包材等の印刷単価や製本加工単価の算出の基本に、文字活字文化を支えるに相応しい「適正な賃金と労働時間から算出した人件費」と「原材料費」を据える。

それぞれの工程･項目を積算し、それが健全で文化的な生活を営むに相応しい適正な賃金･労働条件となり、個人事業主を含むすべての中小印刷関連企業の維持発展と適正な利潤の確保が可能な適正単価とすること。

②中小企業庁の「下請け適正取引等推進のためのガイドライン」にもとづき、下請け単価の改善のために、下請代金支払遅延防止法と下請中小企業振興法（いわゆる下請二法）の遵守と下請け企業の適正利潤の確保が可能な下請け単価とすること。

③契約書無し、白紙見積、後指値、長期の手形サイト、休日労働や長時間残業などが常態化する極端な短納期をなくし、公平な商取引を確立すること。

④適正単価の確立に向けて、リーディングカンパニーをはじめとした企業や業界団体には、地域経

済と中小企業に対する CSR(社会的責任)とコンプライアンス、 リーダーシップの確立、および組合結成の自由と団交の権利を実効あるものにする、などの原則を打ち出している ILO(国際労働機関)の「グローバルコンパクト」とジェンダー平等の実現や格差と貧困の是正などを目標としている国連の SDGs(持続的な開発目標)の実践を要請する。

また、経営者と業界団体には、CSR とコンプライアンスを基本とした「高度な倫理観（中小印刷経営者の言)」の発揮を要請する。経営者・業界団体と労働組合･労働者のそれぞれの責任と役割を明確にして単価問題に取り組む。

2. 公契約条例(法)制定

2009 年 9 月 29 日、野田市での条例制定を皮切りに、全国での条例制定の動きが活発化した。そして、東京・世田谷区では官公需印刷物も適用される公契約条例が制定された。

この公契約条例（法）制定に向けて積極的 に運動を推し進めると同時に、公契約条例（法）規定に、「公共サービス基本法」の趣旨に鑑みた官公需印刷物の条項を挿入・確立させる。

また、すべての公共調達に適用される公契約条例（法）制定が重要であり、賃金などの労働報酬の下限額設定を要求する。

3. 入札制度改善と官公需の適正化

全印総連が産業政策方針を確立して以降、 永年取り組んでいる官公需印刷物の入札制度の改善は、遅々として進まないのが現状であった。

しかし、「地方自治法施行令」の改正以降、地方自治体を中心に、官公需印刷物の物品扱いから請負に契約が変更になり、最低制限価格制度の導入や低入札価格調査制度の適用が進んだ。予定価格の公表をする自治体も増え始めてきた。

また、東京都でも官公需印刷物を物品扱いから請負契約に変更した。この公契約運動は、全国で取り組まれており、国としての公契約法制定の動きにまで発展させなければならない。

このように進まなかった官公需印刷物の入札制度改善の運動は、ようやく現在進みつつあるが、未だに公契約における優越的地位の濫用もある。今後も改善の動きを加速させて行くために、政府や各省庁と自治体、業界団体に対して、次の事項実現のために、要求と要請を行う。

①競り下げ方式の導入は行わない事を求める。
②物品から請負契約への変更を求める。
③積算資料などから算出した適正な予定価格の設定と予定価格の公表を求める。
④最低制限価格制度の導入を求める。最低制限価格は、業界団体、労働組合、行政等で公正･公平に決める。
⑤低入札価格調査制度の導入を求める。また、設定された予定価格の適否を調査させる。
⑥民間取引を含め、校了後のＰＤＦなど、校了データの有料化と加工データの権利所属有無の明文化を求める。
⑦発注後、仕様変更にともなう費用が発生した場合は発注価格に加算することを求める。
⑧教科書印刷の単価下落と教科書制作費の下落を防止するために、教科書定価の適正化を求める。
⑨デジタル教科書の適正な導入と子どもの教育に与える影響を科学的に調査することを求める。印刷製本産業に及ぼす影響を考慮し、それへの対策を求める。
⑩中小印刷企業振興と地元優先発注を求める。
⑪労働基準法等、法律違反がある業者の入札 排除や自社生産に問題がある業者の一定の規制等、入札参加資格の適法・適正化を求める。
⑫官公需印刷物に改正「地方自治法施行令」を適用し、施行されている「公共サービス基本法」の徹底を求める。
⑬入札に際して、内訳明細書の提出の義務付けを求める。
⑭入札に際して、価格だけによらない「総合評価方式」の採用を要求し、評点には労働諸法令の遵守を

基準化した上で、地元中小零細企業を考慮するよう求める。

⑮下請代金支払遅延防止法と下請中小企業振興法（下請二法)、独占禁止法の官公需印刷物を発注する際の適用を求める。

⑯ 公正取引委員会に対して、不当廉売や独禁法等の実態調査と労働組合や中小事業者との意見交換の場を設けること、新聞・書籍・雑誌・音楽 CD の再販売価格維持契約制度を継続することを求める。

4. 印刷出版関連産業の育成と振興

文字活字文化を下支えする印刷製本関連産業と文字活字文化を広く普及している出版関連産業は、非常に困難な局面にさしかかっている。

印刷出版関連産業は疲弊し、困難な状況の中にあり、政府や自治体による印刷出版関連産業の育成と振興が急務になっている。

また、技術教育と人材育成、次世代教育などは、産業の振興には欠かせない課題であり、非正規雇用問題の解決などと共に政府・自治体、企業や業界団体に要請していく。

業界団体やリーディングカンパニーとしての大手印刷企業による産業の育成と振興、及び適正な賃金と労働諸条件の確立のためのイニシアティブの発揮が切実に求められており、労使の立場を超えた共同の取り組みが益々重要になっている。

企業に対する CSR とコンプライアンスは、産業の育成と振興にとって基準となる指針であり、この徹底を求めていくことが重要である。

更に、印刷出版関連産業の育成と振興のために、倒産･廃業企業の労働者及び経営者と取引業者の救済など、中小企業政策の一環としての負担軽減措置を含む「セーフティーネットの確立」を政府･自治体に求めていく。

5.「文字・活字と紙文化」を守り発展させる

2005 年 7 月 19 日、「文字・活字文化振興法」が制定された。また、併せて「文字･活字文化の日」が、毎年 10 月 27 日に設定された。更に、振興法制定から 5 年目の 2010 年を「国民読書年」とする国会決議が行われ、様々なイベントが企画された。

全印総連は、2010 年 6 月に出版労連･新聞労連と共催をして、文字活字文化振興のための「国民読書年 6.12 シンポジウム」を開催し、大成功を収め、その後も数年間継続して取り組んできた。この法律の活用と幅広い運動の展開が引き続き必要である。

文字活字文化を支え、生業としている印刷出版関連産業の労働者と労働組合、業界団体と経営者との共同行動が、この法律の精神を広く国民の中に浸透させることになる。

労使を超えた国民的運動を構築することが、この法律の有効活用につながる。毎年の「文字・活字文化の日」や「読書週間」での様々なイベントや図書館の拡充等の運動を積極的に展開する。

今後も引き続き「国民読書年」の制定を要請し、文字活字文化の発展のために「文字・ 活字文化振興法」を積極的に活用する。「本を読む、新聞を読む」、文字活字と紙文化に接することの大切さと思いを、特に次世代に繋ぐことが、この産業で生き働くものの責務である。

Ⅳ 魅力ある印刷出版関連産業を作るために

1978 年に公表した『適正単価の提言』に続く、この新たな『産業政策提言』は、印刷出版関連産業を魅力あるものにし、文字活字文化を真に支える産業を作るために、今後も改訂していく提言である。印刷出版関連産業の再生と発展を望むすべての個人･団体に対し、この提言の実践とより良いものにしていくための更なる議論を呼びかけるものである。

2010 年 9 月発行
(2012 年 11 月二版 2015 年 5 月三版　2021 年 7 月四版)
発行：全国印刷出版産業労働組合総連合会　（全印総連）
住所：東京都文京区本郷 2-36-2 T.M 畑中ビル 302
TEL（03）3818-5125　　FAX（03）3818-5127